明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（五九）　七
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（六〇）　一四
○食料供給困難事態対策法（六一）　一九
○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（六二）　三三
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（六三）　三七

〔政　令〕
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（二一〇）　四一
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（二一一）　四一
○法人税法施行令の一部を改正する政令（二一二）　四三
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（二一三）　四三
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一四）　四四
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）　四四
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一六）　四五
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一七）　四五
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一八）　四五
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一九）　四五
○外国為替令の一部を改正する政令（二二〇）　四五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二一）　四五
○港湾法施行令の一部を改正する政令（二二二）　四五
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（二二三）　四五

〔告　示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（**文部科学**六四）　四六
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（**同**六五）　四六
○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する告示（**国土交通**九四九）　四六
○航路標識に関する件（**海上保安庁**三一、三二）　四六

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
公示送達関係　四六
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付関係　四六
会社その他
会社決算公告　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（法律第五九号）（デジタル庁・総務省・法務省）

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の一部改正関係

1　在留カードの記載事項、有効期間等に関する規定を整備することとした。（第一九条の四第一項及び第五項、第一九条の五第一項並びに第一九条の一一第一項関係）

2　特定在留カードの交付等に関する規定の整備

㈠　住民基本台帳に記録されている中長期在留者は、入管法に規定する一定の届出又は申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る在留カードの交付を、特定在留カード（この2及び三の規定に定める手続により個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができることとした。（第一九条の一五の二第一項関係）

㈡　㈠の場合のほか、中長期在留者は、入管法に規定する一定の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、住所地市町村長（当該届出を行う中長期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定在留カードの交付を求める旨の申請をすることができることとした。（第一九条の一五の二第二項関係）